

「JTU テクニカル・ガイドライン」のポイント

東京都大島町審判員講習会資料 2010年9月26日 (社)東京都トライアスロン連合

<はじめに>

「JTUテクニカル・ガイドライン：技術・審判員の業務と心得」は、複雑な状況のなかで起こるルールと競技者の係わりを適切に捉え、実際の運用でも「統一した判断」が行えるように大会での事例をもとにまとめたテキストです。

全文は以下のサイトで開示されております。

<http://www.jtu.or.jp/kyougikisoku/guide/guideline.html>

第1章 技術論からの審判

1 . <審判員 = マーシャルとは何か>

記録の立証者

審判員は、“選手の成果”を証明する。「正しい記録順位である」と明言できる。例え、第三者から異議がであろうとも、自信を持って“説得”できる。これが何よりも重要なことである。競技の背景を知り、選手の立場を考え、審判員から一方的でない分析があってこそ、自信をもって証明することができる。しかし、審判といえども人間の判断能力には限界がある。これを補足するために記録を立証できる適切な体制をつくることになる。トライアスロンは、最良の運営があって、審判体制が整うものである。審判員が対象とするのは、完全に再現することができない“競技者の連続した動き”であり、その動きは競技環境により著しく異なる。「審判をしやすい環境とは、選手が競技しやすい環境」といえる。見る立場により価値の違う、多面的な情報に耳を傾けながら、競技記録を立証していくことを目指す。

事例：JTU猪谷会長が、1954年にイタリアのコルティナダンペッツォの冬季オリンピックのアルペン競技回転で銀メダルを獲得した。このとき、他国のコーチから旗門を正しく通過していないとの抗議があった。しかし、現場の審判員は、「自分の目で確実に見た、私は、ミスター・イガヤの2位を保証できる」と断言した。「夢と希望に満ちた選手の記録を立証し、保証する審判員」となってほしい。第2種上級審判員面接での、猪谷会長の示唆に富んだコメントである。

2 . <審判員の基本の動きは>

見届けること。未然に防ぐこと

審判員の対応には、「違反を確実に見届けてから判断する」とこと、「違反を起こしそうな選手に、注意を与える」という二つの方法がある。競技の現場では、両方を使い分けているといえる。

また、失格を出さないよう注意を与えたいが、それができないという場面も多い。このため、ITUの競技規則には下記のように記載されている。

It is not necessary for an official to give a warning prior to issuing a more serious penalty.
(警告：審判員は、より厳しいペナルティーを宣告する前に、必ずしも警告を出す必要はない)

The purpose of a warning is to alert a competitor about a possible rule violation and to promote "proactive" attitude on the part of officials.

(警告の目的は、違反が予想される競技者に注意/警告を促すことと、審判員があるべき“自発的な心構え”を奨励することである。)

「審判員は、ルール違反を未然に防ぐことに務めなさい」ということを強調している。一方で、前述のように、「注意や警告ができないときでも、失格をだせる」ようになっている。

3 . <競技者の権利とは何か>

選手と審判。主役は選手

審判員は、選手に指示や注意を与え、警告や失格を宣告する。ときには、教育的指導が必要なこともある。この図式から、選手はあたかも管理の“下”に置かれているようにみえる。しかし、どのようなときも《主役は選手》である。審判員は、選手を下から支える“支える側の主役”といえる。選手は、審判員から一方的に指示を受けるばかりではない。ルールから理解できるように、大会の改善要求を行い、意見を申し立て、上訴できる。さらに、上部組織にも意思を伝えることができる。

このように、ルールからも《選手の義務と権利》は一体となっている。正当な方法で権利を駆使するよう、審判員は、これを奨励し、選手の意見を集める努力をする。これにより、選手と審判員・主催者の“適度な緊張感”が生まれ、大会の質的向上の意識が芽生えてくる。審判員の心得は、「選手が意見を言いやすい雰囲気をつくる」ということである。耳の痛い話しにも、真摯な態度でこれを受け、誠心誠意これに答を出す。この温かな関係により、大会そして競技団体という組織のなかで、問題を解決する自浄能力を高める。

4 . <競技者の責任と運営責任>

責任の度合いを相殺する

選手がルールを学び、コース環境、交通規則を知ることは義務である。それゆえに、ルール違反は罰せられる。しかし、一方で競技コースに不備があれば、選手のルール順守の意志にかかわらずルール違反は起こりえる。

競技コースの適正参加数を大幅に上回っていれば、集団ができやすく、避けにくい状況が生まれる。

選手は、コースを知る義務を感じていても、これを隅からすみまで知ることはできない。そのため主催者は、注意を促すために看板を出し、スタッフを配置する。

ルール違反はあらゆる要因が複雑に絡み合って起こる。ルールの文面どおりに判定し裁定することはたやすい。

しかし、これらルール違反の要因を考えなければ、「選手に納得いただける裁定」はできない。そのための提案が、それぞれの責任を割合で表し、これらを相殺(オフセット)するという、裁定を緩和する方法である。

(他、事例をもとに各自考えてください)

第2章 大会現場からの発想

2 . <予測能力を磨く>

審判員は、「失格を出すためでなく、失格を出さないためにいる」

これは審判員によく定着した前向きな考えである。そのためにどうするのか、これが課題である。標語ばかりが先立ってはいけない。選手に対する注意力、観察力を高めれば、「違反行為を起こす雰囲気や状況を感じ取れる」ようになるだろう。“これを感じ取らねばならない”。審判員が強く意識すれば、審判口

ントロールの精度が高まる。そして、“未然に違反行為を制止”することができるようになるものだ。

具体例1（スイムスタート）：スイムスタート前に、妙に落ちつかない選手がいる。不正スタートをする選手にこのような表情や動きが見られる。「落ちついて行きましょう」と声をかける。片手を挙げて、牽制するなど効果的である。

具体例2（トランジション）：トランジションエリアで、シャツが思うように着れないで焦っている。このような選手は、レースナンバーが乱れたままスタートすることが多い。レース展開が思うようにいかず「明らかに焦っている」。エリア内で乗車してしまうのもこのような選手である。「落ちついて行けよ」と声をかける。それでも無我夢中であることが多い。ナンバーが乱れたままであったら、両手で制止して、直させる。ホイッスルの単音連続「注意」を併用することもあるだろう。イエローカードで競技を一時停止させ、注意や警告を与えることができる。

具体例3（バイク走行）：「バイクの走行が不安定である」もチェック対象となる。「ドラフトゾーンを守りながらも、前走者にピタリと付けている選手がいる」。このような場合、バイクマーシャルがいなくなれば、接近し不正なアドバンテージを得る可能性が高い。ホイッスルをくわえ、「注意や警告を出す構え」に入る。そうしないと、ホイッスルを口にくわえる間に、競技はどんどん進んでしまう。

3. <降車ラインの審判員>

現状の考え方は、ラインをセンチ単位で考えるのではなく、「スムーズにレースを進める」ということ。

降車ラインの審判員は、「最も機敏的確な判断力」が要求される。この条件を満たせない審判員は、別のポストに就くものだろう。審判員はその業務により貢献度が変わるものではない。降車ラインでの審判チェックポイントは、向かってくるバイク選手を減速させ、降車ラインの手前でスムーズに降車させることである。降車ラインとは、停止ラインではない。停止させたら後続の選手の邪魔になり、かえって危険な状態となることがある。

降車ラインは、ITUでは、これらの事例から「降車ゾーン」とし、陸上のリレーゾーンのようにこの間で、降車するように奨励している。ゾーンの前ラインでの制御は同様のことであるが、ハッキリと識別できるゾーン表示があれば、早めに認識できるメリットが生まれる。

適切な動き

この地点の審判員の動きは、“闘牛士”のごとくに、向かってくるバイクの選手を身をていしてかわす、という感覚となる。実際の動作は、バイクが近づいてくるまで、選手の視覚に入りやすいよう真正面に立つ。そして、素早くラインの両サイドに移る。こうして手や旗を振り、降車ラインを教えることが基本である。

選手の動きを予想する

ここで予測能力が試されるのだが、向かってくる選手の状態を見れば、ホイッスルで制御すべき選手か、しっかりと降車できる選手かが見分けられる。数メートル手前からブレーキに手が掛かっていたり、サドル乗車から足をあげ降車の態勢に入っていれば、スムーズに降車できる選手と判断できる。不必要なホイッスルはできるだけ避けたい。

第3章 人間が行うスポーツ

1. <選手と審判員の信頼>

選手に求めることを、審判員もすることである。それぞれの選手が、いかに“納得”できるか。

選手に課せられた義務と同じことを、審判員にも義務として定義する。審判員のユニフォーム規定。ルールとマナーを守るのは、選手ばかりではない。それがあって、選手と審判員が、同じ真剣勝負の土俵に立つことができる。

事例（スイム運営）：スイムコースの設定不備によりショートカットが公然と見逃された大会がある。天候不良でコースロープ設営が巧いかなかったという理由がある。しかし、この大会の優勝選手が、あまりにも酷い運営に納得できず、受賞を拒否した海外大会例がある。

事例（コースミス）：国内の国際マラソン大会の事例）テレビ放送車が邪魔にならないように、コースの手前で折り返した。先頭ランナーはこれに付いていってしまった。失格である。あまりにも忍びない。しかし陸上競技でもこれがルールである。間違いを侵した瞬間は、再現できない。そのために、納得がいかなくとも選手に厳しい裁定が下されてしまう。しかし、このような不備を引き起こした主催者は、別途、所轄競技団体から厳重な注意が与えられるだろう。現場審判員の責任を厳しく追求するものではないが、相手が海外選手であっても、身振りで制止するなり、何とかならなかったのかと思わざるをえない。組織体制と審判教育を再考するものだろう。それでも選手の記録は書き換えられない。大会運営がいかに重要であり、選手の納得の度合いを左右するかが分かる事例である。

（98年に米国開催された大会の事例）バイクでコースミスが起こった。コースアウト地点に戻ったものの数分をロスし大幅に着順を落とした。理由は、コーナー地点での設営と誘導に不備があったからである。ルールにより記録はそのままである。しかし、情状酌量の十分な余地ありと判断され、ミスなしの予想順位に相当する強化費が与えられた。

3. <審判員の誤差>

ヒューマンエラーを前提に

人間の集中力の限界

人間は、同時に二つのことを判断できないといわれる。判断できているように感じているだけ。現実には、瞬間的ながら一つひとつ順を追って判断している。同時に判断していると錯覚しているようだ。

事例：

携帯電話の普及につれ、これが原因とされる自動車事故が発生している。運転中に小さな電話機を捜すときのハンドル操作ミスといわれる。実際には、会話に意識を奪われ、前方はぼんやりとしか見ていないことが多い。

ナンバーと色の識別

レースナンバーとウェアの色を同時に認識することは難しい。違反者のナンバーを覚えようとしている間に、色のことまで気が回らない。40キロ前後で動いていれば、なおさらだ。ましてや周辺の選手のことまでは頭が回らない。このようなとき、ナンバーだけの確認に集中することだ。ナンバーが歪んでいることがある、ボディナンバーが薄くなっていることもある。光の関係で読み違いが起こる。多角的にチェックし、再チェックも必要だ。この読み違いは、良く起こる。やっかいなことは、審判員は確実と言い、選手は絶対に違う、というときである。対応策は、写真やビデオである。しかし、バイクマーシャルがこれを行くことは至難である。また、写真を撮ろうとしたら危険が伴う。さらには、写真は一瞬のことであり、次の瞬間には別のことが起こっている。絶対的な証拠にはなりづらい。

やっかいなことが多い。解決するために、ドラフティング以外でも、ストップアンドゴー・ルールを適用し、止めて確認することを広く導入することになった。

ヒューマンエラー（人間的ミス）

審判員の判断ミスが起こった場合、個人的に責められることがある。しかし、これはいけない。なぜならば、人間はいかに訓練を積み、経験があってもものを判断する能力に限界があり、ミスを犯すものであるからだ。審判を行うには、ヒューマンエラーを前提に対策を練ることになる。航空パイロットのフェイルセーフの考えは、「人間は必ずミスをする」である。一般的にも、間違ふことのない機器をデザインすることが基本である。例えば、プラグサイズをすべて変えて、誤った接続を防ぐ。そして失敗しても大丈夫な構造を考える。それでも事故は起きる。そして改善に向かう。

4. <大会のコントロール>

スムーズなレースの流れのために(事例をもとに各自考えてください)

バイクスタート地点の審判員は、瞬時に“ルール違反”を見つけ、“ルール順守状態”に直させることが求められる重要ポストである。ヘルメットストラップ、ウェア、乗車ライン、トランジション内乗車、追突防止、転倒者の保護と後続の制御など業務。ヘルメットに意識がいけば、ウェアのことは見ることができない。中途半端に着用したままスタートを切ろうとする選手がいれば、瞬間的に手を貸してウェアを直す。審判員の権限でいえば、違反選手を停止させて、何分かついても直させることができる。しかし、特にエリートのレースの場合、その選手のレースがそこで終わってしまうこともある。このような場合、選手に直すように呼びかけて、バイクマーシャルに申し送りすることを考えても良い。

6. <ルールの展開>

「現実にこれをチェックすることができるのだろうか?」が重要

ローカルルール

ローカルルールは、所轄競技団体の承認による、大会に固有の特別規則である。コースや規制からどうしても、公式ルールを適用できないときに、やむを得ずに制定する。広く理解されたことだが、やや拡大解釈されることがある。「厳しくして違反を防ごうとするルール。現実にはチェックしづらいルール」などを各地で見かける。実情にあわせながらも改善していきたい。

具体例1:「バイクでの追越し禁止」。コースが狭く急である、路面状況が悪い、などによりローカルルールとして適用している。メカトラブルや一休みのために減速走行することがある。厳密に言えば、これを追い抜くことはできない。しかし、ここで停滞したら数珠つなぎとなって、競技に支障がでる。このようなことがあるから「追越し注意」としたほうがよい。その区間に、道路標識とは違う目立つ表示物を設置し、密度を高めたスタッフ配置で管理するのが適当である。

具体例2:「不正スタート(フォールス・スタート)をした選手に3分のペナルティを科す」。

確かに、選手にとっては、緊張感を強いられるルールである。いかに見逃さないか、審判員も緊張する場面である。しかし、現実にこれをチェックすることができるのだろうか?

第4章 審判員の心得と業務

1. <現場対応の心理とは>

「どうしたらその場で問題を解決し、難局を打開できるか」

審判の現場では打合せ通りに行かないことが頻発する。さらには、予期せぬことの連続であるともいえる。このようなとき審判員は、とかく主催運営者に文句の一つも言いたくなるものである。しかしその瞬間にも大会は進行している。競技者は動いている。そこで考えたいのは、「どうしたらその場で問題を解

決し、難局を打開できるか」であり、それをいち早く実践することではないか。

責任を追求するために文句を言えば、言ったほうはサッパリするだろうが、言われた方は、それが正しくても気持ちが落ち込んでくるだろう。さらにミスを重ねる心理状況に追い込むことになってしまう。

2. <ユニフォームと基本注意>

「ウェアを正しく」というのは、審判員の管理事項

JTU公式ユニフォーム

・JTUオフィシャル・ポロまたは旧審判ベスト(併用期間中)の着用義務

・黒短パンまたは黒系のスラックス

・JTU公式キャップ

*女性選手が認識しやすいように、女子審判員のみベスト着用といった対応も行っている。

*審判長/技術代表の明示、バイクマーシャルの認識を高めるための手段はトライアル中。

必要に応じて、レインウェア、防寒着等を着用できる。冬場のレースでは、トレーナー等の上に審判ベストを着用できる。

携帯品目

<必須>

・審判員証: ポロまたはベストの上部(JTUロゴマークと平行な位置)に止めて表示する。審判員証をジャケットやポロシャツに掲示することを推奨する。

・ルールブック

・選手名簿、ローカルルール、マニュアル等大会書類

・マーシャル報告、メモ帳(携帯筆記用具)

・ホイッスル(バイクマーシャルは紛失に備え2個用意)

・イエロー/レッドカード(ルールブックで代用可)

・無線機(指定された者のみ)

<その他>

・安全ピン(レースナンバー外れ対応) 携帯電話、トラメガ、手旗等

・サングラス目の保護が必要な場合を除き、使用を控える。使用する場合、クリアー度の高いものを奨励する。

5. <観客の選手アシスト範囲>

直接的な支援行為とは何か

「援助・助力とは、特定の競技者の優位のために直接的な支援行為を行うことであり、これを禁止する」と改定した。直接的とは、「物質的な支援行為」とも理解される。タイム差等の情報を与えることは旧ルールで禁止行為とされたが、一般観客への周知が困難であることからむしろ平等に情報を与えることを奨励している。

具体的アシスト例: コーチあるいは関係者と見られる人が伴走しながら前後のタイム差等の情報や指示を与えている場合、明らかに注意・警告の対象となる(その場で注意を与えるのは、選手ではなく情報を与えた方)。審判員は、選手のレースナンバーをメモし状況を審判長に報告する。

緊急事例: 選手が極度の疲労状態で、見るにみかねて観客が水を渡したというような場合、「緊急事態における観客からの社会的愚念による支援」と判断されるだろう。この場合でも、審判員は状況報告を行う。

気象状況によっては、沿道からの水掛け、水渡しを全てオーケーにしてむしろ推奨することも（佐渡での事例）

同伴ゴール：特にロングディスタンスの大会では、一般参加選手に限定し、そしてローカルルールとして明記し、適当な管理のもとにこれを認めている。

6. <審判の選手アシスト範囲>

選手の安全と公正の担保、積極的な救護、ルール適合への補助(ナンバーのピンなど)

アシストの時間的範囲 ...瞬時に手が出る範囲が適正

Kidsにはむしろ積極的に(父兄のアシストが介在しないように)

選手の安全と公正な競技

エイドステーションまでの距離、制限時間までの残り時間、(バイクのメカトラブルに対し)メカニクサービスの地点を答えるのは適当といえる。但しエリート選手の場合は、ルールの適用が厳しくなる。競技に直接係わるようなこと例えば、前後の順位など選手状況を教えたりすることは不適。一般選手に対して「あと少しでエイドステーションがある。ガンパッテください/ガンバレヨ」と声を掛けることは、不適当とはいえない。コース上で立ち止まっている選手に対しては、どのような状況であるかを確認して報告を行い、必要に応じて救護を求めることが適切である。競技がおぼつかないような選手には、「大丈夫ですか」と声を掛ける。「選手の安全はすべてに優る」ことを原点としながら、公正な競技との兼ね合いを考えること。

積極的な救護

選手に医療的救護を施すことは、大会医療スタッフの判断による。不安視される場合は、積極的に対応することがルール上も可能である。ドクター・ストップの範囲も審判員とメディカルスタッフが協議することである。さらに、医師の判断により競技に復帰することも許容されるだろう。同時に、競技続行に不安ありと判断された場合は、審判員は、競技中止を指示する権限も有していることを確認したい。

ルールの指示・指導

全般において、審判員は「選手に対し、ルールに基づく指示を与える」ことができる。これにより「未然にルール違反を防止し、違反状況を速やかに適正な状態に戻させる」ことができる。具体例：ドラフティング走行になりそうな選手に「ホイッスルを鳴らす、あるいは口頭で注意」する、また、「キープレフトから外れそうな選手に警告を与える」などである。

ルール適合状態への補助

レースナンバーが外れている、シャツをまくり上げてナンバーが見えないなどは、即刻注意を与えなければならぬ。状況によっては、選手の前に立ちはだかって制止することもありえる。審判員は、ピンを用意し暫定的な対応ができるよう配慮したい。広義における支援であるが、このような場合は、「ルール適合状態にするための審判員の適正な支援」の一つであるとされるものだ。

アシストの時間的範囲

基本的には「ほぼ瞬時に手を貸してやる」感覚が、アシストの許容範囲と考えたい。シューズのヒモが絡まってうまく履けない。こんな場合は、時間が掛かることが予想される。これは本人の責任とし、「落ちついて」と見守るのが適当であろう。後続の邪魔になるようであったら、「後続が来ますから、コースをあけてください」と指示することになるだろう。

7. <観客・報道関係者に対し>

命令ではなく「選手の安全のために、協力をお願いします。」

観客と報道者の心理

観客は、競技者により接近して声援したい。感動をそばで分かちたいとコースをはみ出す。カメラマンは迫真の写真を撮ろうとコースに最接近してくる。制御しすぎると興ざめの原因となり、許容しすぎると混乱が起こる。設備の整った大会では、ハードフェンスをコース間近に設定し、観客をできるだけ選手に近づける。報道には「メディア・ゾーン」を設ける。

丁寧な指示

観客がコース上に出て応援をしている、報道関係者がコース上に出て撮影をしている場合でも、「危険ですからコース上に出ないでください。お願いします」と、命令ではなく「選手の安全のために、協力をお願いします」と丁寧に指示する。

審判の位置

観客、計測員そしてテレビやプレスカメラの視線をさえぎらない。事前にテレビカメラの位置を確認しておく。メディア関係者が集まりそうな場所を確認しておくことも必要(選手に気を取られすぎて、カメラをさえぎってしまうことがしばしば)。トランジションなどでテレビカメラのケーブルには特に注意。

8. <ルールの適用についての基本注意>

「選手たちは、競技中はもとより、大会期間中においてもルールを守る」ことが義務付けられている。マージナルそして関係スタッフにおいても同様。選手は公式日程が始まる選手受付から、表彰式などの公式日程が終了するまで、主催者の管理下にある。

9. <審判実務上のポイント>

違反の未然防止

「違反を起こしそうな選手の状況」を予測する目を養う。「なぜそうなったか」の原因を究明し、本人の意識改善を促す。「納得の行く裁定」のための情報収集と分析が求められる。

2006年競技規則改定で、注意は罰則ではなく、審判員からのアドバイスと明記(競技共通事項)。警告は指導と名称変更。

違反の理由

ルール違反は、主催者と審判態勢の不備によっても起こる。

判定規準

裁定に当たっては、相互連携により総合的な判断ができるよう配慮する。選手そして関係諸団体が、納得できるような裁定を心掛ける。

選手への失格宣告の独自性

競技中に失格宣告をされても、原則として、競技を停止させないで最後まで競技することを許容する。コースアウトさせる状況:

- 1.ユニフォーム無着用で、すぐ着用できる状況にない。
- 2.競技中、選手を殴る蹴るなど、明らかな危険行為があった。

10. <技術代表の業務>

大会と理事会の橋渡し

技術代表は「所轄競技団体の理事会を代表し、大会趣旨を実現する役割」がある。技術代表と所轄競技

団体あるいはブロックから推薦された技術代表が、一体となって大会の技術面の向上に努める。さらに、JTUルールを尊重しながらも、大会の憲法ともいえる“大会趣旨”に則った「ルール適用の内容と度合い」を調整し、「選手が完走できるための体制」を整える。気象状況の変化によるコース、競技内容の変更、中止などの判断、受付時間に遅れてきた選手の対応（理由の確認が重要）も技術代表の役割。

11. <違反告知と抗議> 2006年ルール変更

選手への公式告知

大会結果（違反、警告、競技タイム）は、公式掲示板（Official Notice Board）に表示。

抗議の手順

競技者本人または代理人が審議委員会（コンペティション・ジュリー）に対して口頭もしくは書面で行う。抗議内容ごとの期限に注意すること。

上訴

競技者または審判長は審議委員会の裁定に不服があるときは上訴することができる。

抗議または上訴を受け入れられない場合は何か？ 何故か？

12. <審判員の広報的役割>

審判業務で「知りえる競技の推移」を伝える義務。審判員は、「豊かな表現力」のために努力をする。

第5章 競技ポイント別確認事項

<事前業務全般>

ウェットスーツ検査

ウェットスーツの素材特性から一般的に5%程度の誤差が生じる。そのため、5mm±5%（5.25mmまで）を許容範囲とする。ただし、この場合でも教育的指導を行う。ファスナー部分やマジックテープの重なり部分は、不自然でなければ、現時点では、許容範囲とするのが妥当と考えられる。

遅刻者の対応

「審判員も遅れることがある」。遅刻対応の基本精神となる。

遅刻で出場停止にする場合は、審判長は、技術代表や実行委員長などから状況を確認し、完全に本人の責任が認められる場合にのみ失格とする。

<マーシャル集合時間と審判会議>

大会当日

スタート2時間以上前：スイムスタート地点集合

バイク終了後、ラン終了後：審判報告会議、必要に応じ随時開催

技術代表、審判長など主要審判員は、早め（3～4日前）の現地入りを推奨

<審判全体>

タイムテーブルの確認

全体運営のタイムキーパーの配置。特にスタートのタイム管理は厳密に。

配置と必要備品の確認

ホイッスル、Y/Rカード、旗類、報告書類、無線等、大会運行表、安全ピン、他

マーシャルの腕時計の時報統一

JTU審判ユニフォームの着用

JTU公認審判員証のマーシャルベストへの表示

右側上部、左のJTUロゴと同一線に取り付け

マーシャルレポートと報告書の提出（改善提案義務）

<スイムスタート>

スイム競技環境のチェックと報告

ウェットスーツ使用の決定（スタート1時間以上前。一般に2時間前）

水温だけでなく、気温や風も考慮。また波の状況やクラゲなどにより許可することがある。

用具使用の制限とチェック

一般にウェアをスイムパンツ内に入れることは許容（禁止大会もある）。

ウォームアップ時間の確保。規定時間の厳守と誘導

参加人数、水温・気温にもよるが、一般にスタート前30分までは許可。

選手権レベルの限定レースでは、直前（10分から15分前）まで許可する

スタートラインでの整列

ワールドカップ等では整列直後にスタートする方法を実施。

不正スタート（フォールス・スタート）対応

再スタートの決定は、審判長また担当マーシャルが行う。

<スイムコース>

リタイア選手の確認と対応

各ポイント通過選手の把握と報道は重要。

残ったバイクの確認など。*スイムが終了しているのにバイクが残っている場合の確認。

<スイム/バイク トランジション>

バイクラック周辺の管理

競技の妨げにならないよう、散乱したウェットスーツ、ゴーグルの整理を行う。悪質な場合は、レースナンバーをチェックし、審判長に報告する。

不適合用具類のチェック

バイク、バイク用具、ウェットスーツ等の違反用具の抜き打ち検査。

観客・報道関係者の管理（許可者以外の立ち入り禁止）

原則としてコーチ等も立ち入りも禁止。

テレビコードのからまり注意。

ヘルメットストラップの装着義務の徹底

ストラップを締めてからバイクを取る。バイクをラックに掛けてからストラップを外す。

選手のレースナンバー、ユニフォームを整えさせる

ウェアがどうしてもうまく着れない場合、「瞬時にできるアシスト」を許容範囲とする。

乗車ラインの監視と指導

前輪先端がラインを越えたら乗車許可。

<バイクコース>

違反行為の防止対応と注意

キープレフト：多少の中央寄り走行は、一般に、より確実な安全のために許容範囲と判断することがある。前方注意義務の指導：「前をよく見て」と注意することも。

左側追い抜きの対応

誘発した先行者に問題があることが多い。この場合、追い抜いた選手よりもセンター寄り走行をしている選手に注意を与えること。

ドラフティングへの対応（ドラフティング禁止の場合）

「追い抜く意思を持って、前に進んでいるかどうか」をみる。上り坂付近で、双方もがきながらペダルを踏んでいるような状況では、多少接近していても、許容範囲と認める場合が多い。

一般車両との接触事故の防止

完全規制でない場合、あまりに危険な走行の一般車両には注意して理解を求める。

報道車両の指導監視

ドライバーとの事前の打合せが最重要事項。

急坂やカーブ地点では自転車のほうが早いことを認識願う。

危険・事故対応（安全優先）と担当スタッフへの指導。

国際的なトップ選手と一般選手のバイク走行は著しい違いがある。例えば、カーブ地点では、コーナーをぎりぎりに走行することが多い。コーナー付近の完全防護と砂利ゴミの掃除。掃除用具の準備。

カメラマンや観客そして審判員が、これに気付かず接触することがある。

フェンスの脚部が地面に設置していて選手から見えないような場合には、コーンを置くなどにより注意を促す必要がある。

転倒時の緊急対応

後続選手への減速指示（旗を振るなど）

転倒選手がすぐ立ち直れない場合、速やかにコース横に避難させる。この場合、手を貸すことは安全優先のためであり、審判員に許容されるアシストの範囲内とする。

このような突発的な状態では選手が動揺したり興奮している。審判員は、このことをよく理解し対応する。「大丈夫ですか（審判員）」「大丈夫です（選手）」と無条件に答えても、実際にはそうでないことがある。

転倒した選手に声を掛け「意識が正しいか」を確認する。出血がないか、ケガの状況はどうかも確認。

次に、「ヘルメットが割れていないか。バイクは歪んでいないか。用具は外れていないか」などを点検する。

状況が思わしくないのに続行の意思がある選手には、「安全が第一です」という気持ちを込めた言葉でリタイアを促すことも必要。

これらの対処の後、問題ないと思われ、本人の再復帰への意識が明快なときは、「注意して続けてください」との一声をかけ送りだす。

転倒の事例は、後々の参考になるため、周辺状況をメモし報告する。

制限時間遅れ、周回遅れなどの対応

ワールドカップでは、周回遅れ（可能ある場合も）コースアウト(DNF)

先導バイクマーシャルと最後尾選手を追うマーシャルで管理

レッドカードまたは口頭指示でコースアウトさせる。

<エイドステーション>

減速せずにひたたくような受け取りかたは注意・警告。審判長への報告。

万が一、スタッフに罵声を浴びせたなどは、いかなる罰則よりも重い。

<バイクノラン トランジション>

降車ラインの監視と指導

降車は、前車輪の先端がラインを越える前に降車する。降車とは停止とは違い、ライン手前でストップさせることではない。STOPのコールは避ける。英語では、DISMOUNT。

<ランコース>

「マウンテン・バイク」での審判員：基本位置は選手の後方、センター寄り。TVカメラ等のメディアが入る場合は目立たぬように。

<審判裁定と主要業務>

マーシャル報告の収集と判定

マーシャル会議

技術代表、実行委員長との最終確認

「公式掲示板」へのペナルティー、結果などの掲示

「公式掲示板」の位置は必ず事前に告知し、確実に見えるよう設置する。

<総合課題>

安全管理と公正な競技の推進

「不安部分、選手からのクレーム」などを尊重して対応。

競技・運営ルール適正化のための研究・研鑽

「来年いかに改善すべきか」に重点を置いた建設的な報告が有効

トライアスロンの総合的な発展と普及に係わる検討

失敗から学ぶ精神。全国の大会が一つの失敗から学ぶ連携。

第6章 移動マーシャルの業務

1. <競技者と観客そしてスタッフの安全第一>

公正な競技をめざしながら、「安全がすべてに優る」ことを認識する。選手のルール違反を誘発しない。選手が車両に接近してきたら、ルール規定距離そして安全車間距離にまで離れるのが、乗務員の責任義務である。起こりえる事故を想定し対策を講じる。個々の分担に応じた、傷害保険を掛ける。

2. <バイクマーシャルの方法>

バイクマーシャルの基本ポジション：注意・警告を与える場合の併走も、選手の右側2.5メートルの確保が基本。この場合、速やかに警告を与え、前方に抜ける。あるいは、状況により後方に下がる。

*注意のシグナルは、ピッという単音を「ピッ、ピッ、ピッ、..」というように連続して鳴らす。対象選手

が認識するまで鳴らし続ける。

*警告の手順により、競技を停止させ、ナンバーを整えさせることはマーシャルの権限の一つである。

*経験を積んだ選手になると、7メートルのドラフトゾーンと規定内の15秒間を巧みに利用しようとする傾向がある。

3. ドラフティング集団への対応の基本

選手の動きの把握(先頭交代のある意図的な集団走行をしているかなど)と進路の安全確認をしながら、集団の進路右側から接近する。接近しても自発的に集団走行状態が解消されない場合、まず以下の手順で解消する。

・ブロッキングの位置にある選手がいる場合、その一番前方の選手の前に出て距離を空けてキープレフト走行に入るよう指示する(前に出られない場合は、後方確認しながら減速・後退させる)。

・この後にブロッキングの位置にいる選手がいれば、同様の指示を行う。

・縦列走行状態となったら、各選手に間隔を十分に空けるよう指示する。

続いてペナルティを与える選手(ブロッキング、ドラフティングの違反を行った選手)に対し、

・後方の選手から順にイエローカードを提示しながらレースナンバーをコールし、減速してコース左端に寄るように指示する。

・減速させた選手の前に自動二輪が出て、選手を停止させる。

・選手を降車させ、バイクの横に両足で立たせ、両輪が地面から同時に離れるように自転車を持ち上げさせる。

・後方から他の選手が来ないことを確認して発車を許可する。この際、各選手の違反の度合い等に応じて時間差をもたせてもよい。

ペナルティを与えるかの判断においては違反の度合いに加え、厳しくルールを遵守させるべき大会であるか、自発的に守るよう期待する程度に留める初心者向き大会かといった要素も勘案する。軽微な違反とみなせ、かつ自発的に集団を解消した場合等は、再び集団走行しないよう注意を与えるだけでもよい。先頭交代といった意図的な集団走行があった場合は全員にペナルティを与えてもよい。ドラフティング状態にあった選手について、他の選手のブロッキングによるものであったかも考慮する。選手人数に対しコースが手狭であるなどコース上でストップアンドゴーを取ることが困難な場合、この場で違反の告知を行い、後のトランジションでペナルティをとるか、またフィニッシュ後にタイムペナルティを与えてもよい。

付録： J T U 運営規則の抜粋

運営規則は競技規則とともに変化し、大会実施面の不備が起こる度に改定される。現状は、上位団体である I T U (国際トライアスロン連合)の Event Organization Manual が年度ごと更新されるので、これを準用している。以下、重要ポイントを抜粋する。

第4章 登録と競技者管理

第16条(競技者の健康管理)

安全な競技を行えるよう、大会期間中の競技者の健康管理には次の留意点により十分な配慮を行う。

3. 競技スタート前

1. 大会当日の受付時間の締切り時間を必要以上に早めないよう計画する。受付時間の締切り時間は、スタート前1時間を基準とする。ウェーブスタート実施の場合でも、この基準を守れるよう計画する。交通規制あるいは運営管理上、後続のスタート競技者がこれを大幅にこえる場合は、次に示す対応を行い、競技者の負担を減らし健康管理を優先する。

2. スタート区分での待機時間。出入が規制されるスタートエリアには、次の施設を設置しスタート直前の緊張した競技者の体調保存に努める。

・エイドステーション(水)

・簡易トイレ(男女区分)

・公式掲示板

さらに、気温が30度前後あるいはこれを越えることが予想されるときは、日除け施設あるいはこれに代わるテント、日除けシートなどを設置する。

雨天などにより20度前後あるいはこれ以下が予想されるときは、雨天対策、防寒対策を行う。

3. 待機時間は、15分から最長でも30分を基準とし、これ以上1箇所に競技者をとどめることを避ける。

ウェーブスタートでの後続スタート競技者も、第1スタート競技者と同等な待機時間を設定し、必要以上に待たせない。

4. 適当な待機場所の確保

5. オープニングセレモニーなどは、激励の挨拶を数分で終了することが望ましい。実施する場合は、5分から10分で終了するよう計画する。また、このための集合時間で競技者を、必要以上に長く待たせる・立たせる・整列させるなどは行わない。

6. スタートエリアへの入場チェックのために、待機時間を長引かせない。

4. ウォームアップ時間と場所の確保

スタート前のスイムでのウォームアップ時間と場所を確保する。

スタート15分から30分前までのウォームアップ時間を認める。

5. 競技フィニッシュ後

1. 緊急時の対応を計画し、一時、安静にできる保護施設を確保する。

2. レース終了直後に、身体を伸ばしリラクセスできるエリアを設け、簡易飲食物の提供を容易にする。

第5章 水泳競技(スイム)

第17条(概要と大会実施・変更・中止)

3. 「競技内容の変更・中止の決定」は、競技スタートの1時間以上前には行い、競技者および関係スタッフに迅速確実な伝達指示を行う。

第18条(スイムスタート)

2. スタート位置は、水辺から最短距離で入水が可能な陸上地点に設定する。この方法は、競技として最も安定しており「スタンディングスタート」と呼ばれる。スタート地点から入水までランニング距離を不必要に長くしてはいけない。スタート地点が狭い場合はウェーブグループを増やすなどにより水辺への最短距離を確保する。

3. スタート地点の状況によっては、下半身が水中に入ってスタートする方法、水中に浮かびながら整列する「フローティングスタート」などを利用する。いずれの場合も水面上に明確なスタートラインを掲示しなければならない。

補足説明：スタートの要点は、「走らせない」ことである。

第19条（ウェーブスタート/時間差スタート）

1. スタート時における競技の平等と安全のため、競技レベル、性別、年齢別などにより区分された一定人数のウェーブスタートの実施が求められる。

2. 各ウェーブの競技者数は、大会区分・コース周辺状況・コース設営状況・運営内容・スタッフ配置状況により決定され、基本として1グループ250名以内を基準とする。

なお、同一ウェーブの競技者数は、少ないほど監視救助効率が高まる。さらに、競技者どうしの接触が減り競技性の向上が図られる。

第20条（水泳の安全管理）

1. 水泳競技の安全管理の基本は、いかに迅速に競技者を救護できるかである。そのため、競技者から至近距離にコースブイや救助スタッフを配置し、総合的な救助体制を確立する。

(財)日本赤十字社の統計によれば、水泳での救護時間の有効範囲は1分以内とされている。基準としては、競技者から20mないし30m以内にコースブイや救助スタッフが位置するよう計画する。

2. 救助体制は、救護経験者やダイバー、船外機付ゴムボート、サーフボード、ボート、ジェットスキーの配置、およびコースロープや目標ブイの設定などにより構成する。

4. 安全確保のために、一般にはウェットスーツの着用が奨励される。また、競技環境と大会区分により、水温のいかにかわらず事前に着用を義務付けることがある。

第21条（スイムコース）

1. 水温は大会前日（スタート時間基準）と大会当日のスタート1時間以上前に計測する。計測箇所は、コース中央の水深60cmおよび周辺、スタート地点付近の複数箇所とする。

4. 大会当日は、1時間から2時間前に計測する。

5. 技術代表と審判長は、競技委員長や選手代表などの意見を参考にウェットスーツ着用の可否を決める。

6. 計測結果とウェットスーツ着用の可否は、公式掲示板やアナウンスで確実に競技者およびスイム担当者に伝える。